

Title	第二次世界大戦下のイギリス帝国財政：植民地における所得税構想の展開と動員体制の機制
Sub Title	The public finance of the British empire in World War 2 : the development of the income tax systems in the colonies and the mechanism of mobilization system for the supporting the pound sterling
Author	佐藤, 滋(Sato, Shigeru)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2009
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.102, No.2 (2009. 7) ,p.343(155)- 374(186)
JaLC DOI	10.14991/001.20090701-0155
Abstract	<p>イギリスの植民地税財政の構造は、第二次世界大戦下において大きな変化を示している。ポンド支持機制のための関税を中心とした仕組みから、所得税の増徴・導入に基づいた直接税重視の仕組みへとその姿を大きく変えていったのである。戦後になると、福祉を通じて植民地統治を行うという意図から直接税の役割が期待されたが、1947年のポンド危機は、イギリス本国が植民地税財政を収奪の機制として利用する従来の枠組みへと押し戻す契機となり、早くも戦後体制の模索は挫折してしまう。</p> <p>The structure of colonial tax fiscal policies in the United Kingdom is shown to have experienced major changes under the Second World War.</p> <p>From a scheme centered on custom taxes as a mechanism for supporting the pound, it significantly changed its figure to a scheme where more importance was placed on direct taxes based on the introduction and increase of an income tax.</p> <p>After the war, while there were expectations regarding the role of direct taxes with an intention to effect colonial rule through welfare, the pound crisis of 1947 became an opportunity to press for the return to the previous scheme, where British mainland used the mechanism to exploit colonial tax fiscal policies, infuriating at an early stage the search for a postwar regime.</p>
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20090701-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二次世界大戦下のイギリス帝国財政—植民地における所得税構想の展開と動員体制の機制—

The Public Finance of the British Empire in World War II —The Development of the Income Tax Systems in the Colonies and the Mechanism of Mobilization System for the Supporting the Pound Sterling—

佐藤 滋(Shigeru Sato)

イギリスの植民地税財政の構造は、第二次世界大戦下において大きな変化を示している。ポンド支持機制のための関税を中心とした仕組みから、所得税の増徴・導入に基づいた直接税重視の仕組みへとその姿を大きく変えていったのである。戦後になると、福祉を通じて植民地統治を行うという意図から直接税の役割が期待されたが、1947年のポンド危機は、イギリス本国が植民地税財政を収奪の機制として利用する従来の枠組みへと押し戻す契機となり、早くも戦後体制の模索は挫折してしまう。

Abstract

The structure of colonial tax fiscal policies in the United Kingdom is shown to have experienced major changes under the Second World War. From a scheme centered on custom taxes as a mechanism for supporting the pound, it significantly changed its figure to a scheme where more importance was placed on direct taxes based on the introduction and increase of an income tax. After the war, while there were expectations regarding the role of direct taxes with an intention to effect colonial rule through welfare, the pound crisis of 1947 became an opportunity to press for the return to the previous scheme, where British mainland used the mechanism to exploit colonial tax fiscal policies, infuriating at an early stage the search for a postwar regime.

第二次世界大戦下のイギリス帝国財政

——植民地における所得税構想の展開と動員体制の機制——

佐藤 滋

(初稿受付 2009 年 1 月 29 日,
査読を経て掲載決定 2009 年 4 月 22 日)

要 旨

イギリスの植民地税財政の構造は、第二次世界大戦下において大きな変化を示している。ポンド支持機制のための関税を中心とした仕組みから、所得税の増徴・導入に基づいた直接税重視の仕組みへとその姿を大きく変えていったのである。戦後になると、福祉を通じて植民地統治を行うという意図から直接税の役割が期待されたが、1947 年のポンド危機は、イギリス本国が植民地税財政を収奪の機制として利用する従来の枠組みへと押し戻す契機となり、早くも戦後体制の模索は挫折してしまう。

キーワード

植民地税財政, イギリス帝国史, 所得税の増徴・導入, 植民地における社会保障とベヴァリッジ・プラン, 1947 年ポンド危機

第 1 節 帝国の遺産と福祉国家

1940 年 11 月, 第二次世界大戦 (以下, 第二次大戦) が開始してから一年が過ぎたところで, ケインズは早くも戦後体制をいかなうものにしたらよいかについて, 考えを巡らせていた。ケインズは, ベヴァリッジとともに戦後の経済・社会政策について議論を行うために設立された戦争目的委員会に, いくつか提案を寄せていた。⁽¹⁾ ひとつの覚書が残されている。そこには, 「ここ 20 年の間に訪れたヨーロッパ全土に広がる通貨の混乱, 雇用や市場, 価格の激しい変動, そして, 停戦後に見舞われる飢餓を防ぐことに, 何よりもほかのことに先駆けて取り掛からなければならない」とあ

(1) 第二次大戦下のイギリス福祉国家の展開については, Thane [1996 = 2000] の第 6 章および付論が参考になる。この研究のように, 近年の福祉国家研究は, 福祉供給の多様なネットワークを「福祉複合体」として概念化し, 国家の役割を相対化する方向に向かっている。自然, 戦後のイギリス福祉国家の特徴を考える際にも, ベヴァリッジ・プランが持っていた影響力の大きさは, 以前考えられていたよりも小さいものとみられている。これらの新たな研究動向は, 各国比較の観点を踏まえた, 極めて貴重な成果を提出しているが, 本稿のように帝国と福祉国家との関係を重視した場合, ベヴァリッジ・プランの歴史的意義をイギリス本国内部だけで完結するわけにはいかない。本稿第 4 節を見よ。福祉複合体論の研究サーヴェイとして, 長谷川 [2008] が有益である。

⁽²⁾り、ケインズが、通貨価値や雇用を安定させる必要性を切々と訴えていた様が伺える。

このことに関連して、興味深い事実がある。それは、実はケインズが、そうした社会保障政策を十全に実施するために、帝国の機制を利用する必要があると説いていたことである。

私は、余剰の必需品を、戦後、ヨーロッパの自由な利用に供するために得ることが可能であろうと考えている。アメリカからの協力は、この政策をより完全なものにしようと思えば必要であるのだが、これはまだ得られていない。もし、アメリカの協力が確実なものになれば、即座に一報を入れることもできようが、私はこれを待つ必要はないと思う。戦後ヨーロッパの緊急な需要を賄うだけの十分な蓄えをわれわれ（イギリス：筆者注）は獲得しつつあるし、また、帝国はすでにそれを持っているのであるから。⁽³⁾

ケインズは、戦後再建に果たす帝国の役割を重視しており、ポンドが重要な意義を持ち続けることを疑わなかったと考えられる。⁽⁴⁾これは、事実としてもそうであった。実際に、表1を見ればこのことは容易に理解できる。輸入品に占める食料・原料の比重が圧倒的である中で、スターリング圏からのものが半数ほどに上っているからである。ケインズが「われわれは戦後も現在ある為替管理を続けなければならない」⁽⁵⁾と戦時の機制の存続を強調したように、戦後においてもポンド価値を安定させる必要があり、このことによって初めて戦後再建期における福祉国家の展開がありえたことを、まずはわずかな事実によって確認できるであろう。

本稿では、このような、ポンドを支える機制としてのイギリス帝国の役割を踏まえつつ、イギリス本国と植民地との財政関係を検討する。一般によく知られているように、1932年に輸入関税法がしかれたことで、イギリスの自由貿易体制は崩壊し、以後、帝国諸地域、自治領との間で相互に有利な保護貿易体制が展開されることになった。これはオタワ体制と呼ばれ、これまで多くの研究がその存在に言及してきたものである。しかし、ポンドを支持するために導入されたこの仕組みが機能した時期は、植民地が国民国家として独立を勝ち得ていく時期と重なっており、その歴史的展開は、関税を軸にした特惠貿易制度としてこれまでみられてきたもの以上に、よりダイナミックで複雑である。国家主権の確立に財政権限の自立が必要不可欠であることから分かるように、脱植民地⁽⁶⁾

(2) T 160/1053, “Memorandum by Mr. Maynard Keynes, first draft”.

(3) T 160/1053, “Proposals to counter the German New Order”.

(4) イギリス帝国とケインズの思想との関係を体系的に分析したものではないが、ケインズの階級把握と、植民地帝国としてのイギリス社会の特殊性との関係については、宮崎・伊東 [1964: 293-294] による解釈がある。

(5) T 160/1053, “Proposals to counter the German New Order”.

(6) 本論のように、帝国本国と植民地の相克の歴史を扱ったものではないが、近年、発展途上国を対象として、税制と国家建設との関係が論じられるようになっていく。この点、Brautigum, D., Fjeldstad, O., Moore, M. (ed.) [2008] を参照せよ。

表1 地域別にみたイギリスの輸入額

(単位:100万ポンド)

	西半球	スターリング圏	OEEC 諸国	その他	合計
1946年					
食糧・飼料	284	209	51	9	553
原料	109	160	54	19	342
タバコ	62	9			71
石油	30	5	10	9	54
工業製品及び その他輸入品	36	15	16	5	72
合計	521	398	131	42	1092
1947年					
食糧・飼料	360	281	82	16	739
原料	190	196	90	49	525
タバコ	19	9	2		30
石油	40	10	14	7	71
工業製品及び その他輸入品	107	15	42	11	175
合計	716	511	230	83	1540
1948年 第一四半期					
食糧・飼料	140	197	54	36	427
原料	85	118	54	52	309
タバコ	11	3			14
石油	24	6	15	14	59
工業製品及び その他輸入品	34	9	27	8	78
合計	294	333	150	110	897

出所) CO 852/870/2, "UNITED KINGDOM BALANCE OF PAYMENTS 1946-48".

化過程にあっては植民地税財政を巡る歴史の中にこの時期の帝国のあり方やその後の運命が垣間見えることから、関税だけでなく税財政構造全体へと視野を広げる必要がある。そこにこそ、この時期独特の問題、すなわち、帝国本国イギリスと、国民国家としての自覚を次第に獲得しつつあった植民地との相克の歴史が刻まれているのである。

これまでのイギリス財政史研究においては、植民地税財政を含めて叙述が展開されることはほぼ皆無であったといってよい。わが国では、金子勝が19世紀の植民地財政を、インドを軸に据えつつ、「安価な政府」を裏側で支えた機制を分析したものがあるのみである(金子[1980])。西洋史では近年、財政史が盛んに研究されるようになってきたが、これらは主として、「国家生成」と「租税」との関連を説いたシュンペーターの「租税国家論」からの影響から、時代としては中世・近代、空間としてはイギリス(あるいはイングランド)にその関心を集中させてきた(酒井[1997], Bonney (ed.))

[1999], Braddick [2000], Brewer [1989 = 2003], O'brien [1988] など)。20 世紀以降の歴史を扱ったものでも、やはりイギリス本国財政の分析が中心であって、植民地税財政については扱われていない(武田・遠藤・大内 [1963], 代田 [1999], 藤田 [2008], Cronin [1991], Daunton [2002] など)。一方、財政史研究同様、帝国史研究も近年盛んに行われているが、帝国の社会史・文化史をひとまず措くとして、これら諸研究では、本国と植民地の金融的関係を重視して分析を行ってきたために、植民地税財政史はほとんど扱われることがなかった(秋田 [2003], Cain and Hopkins [1993 = 1997], Krozewski [2001], Schenk [1994] など)⁽⁷⁾。ことに、戦間期や戦後のものとなると、唯一、Eichelgrun [1948] が二重課税制度に焦点を当てたのみである。彼は、この領域が魅力的であるにも関わらず、ほとんど未開拓なままであることを嘆いたが、この状況は現在でも変わっていないのである。

ポンド支持機制としての帝国の役割は、1930 年代に成立した特惠関税制度をみるだけでは論じつくすことはできない。第二次大戦 = 総力戦を経る中で獲得した、新たな税財政の機能も含めて論じる必要があり、その問題を同時に論じることで、戦後復興期、植民地独立期のイギリス帝国の様相をよく理解することができるのである。

第 2 節 戦間期・戦時期における植民地動員体制の確立

地中海海戦の勃発と植民地動員の機制

イギリス本国は、戦間期から戦時期にかけて、経済・軍事を含め、様々な経路と手練を用いて植民地動員を強いている。この中で、植民地動員の仕組みとしてたびたび言及されるのは、戦間期に導入されたスターリング圏の機制、より具体的には「金ドル・プール制」であろう。広く知られているように、イギリスは世界恐慌への対応として、早くからブロック経済化を進めていた。この制度下においてスターリング圏加盟諸国は、圏外諸国から獲得した金・ドルをイギリスの為替平衡勘定に売却し、これと引き換えにポンドを得ることになっており、こうして得たポンドが加盟国に準備として保有されることで、イギリスは対スターリング圏取引において、一種の「掛け」で商品を購入することが可能となっていた(Cassels [1951 = 1953 : 23])。このロンドンに置かれた加盟国のポンド準備は「スターリング残高」と呼ばれ、大蔵省証券その他に投資する構造になっている。つまり、植民地戦略の強化によって獲得された金・ドルは、自動的にイギリス本国に集められ、これが経常収支赤字をファイナンスするだろうと想定されていたのである。

これはもともと、ポンド価値の急激な下落に対応するためのものであったが、戦時期には、輸出品・輸入品を連合国に集中させることで、敵国を孤立させる機構へと変わる。ために、表 2 をもとにセイロンの輸出・輸入の動向を見れば(ルピー表示)、第二次大戦勃発後にはドイツとイタ

(7) その他、イギリス帝国史研究会によるシリーズ本『イギリス帝国と 20 世紀』が注目すべき成果である。

表2 セイロンの輸出・輸入動向

(単位：ルピー)

輸入	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年
帝国諸国	160,798,810	158,227,567	157,566,779	191,807,477	225,407,824	227,972,654	324,295,043	368,883,390
ベルギー	4,568,795	3,730,556	3,063,613	1,464,179	30,521	7,599	963	
ポルネオ	1,687,553	602	736	672,145				
中国	1,025,573	644,516	1,073,962	1,159,247	764,163	46,596	6,594	234,339
フランス	1,773,407	2,476,177	1,835,042	858,448	86,994	36,876	1,858	400
ドイツ	5,678,092	4,863,951	4,607,156	115,255	74,945	10,231	36,069	2,019
オランダ	1,461,985	1,989,266	1,858,837	1,058,206	9,361	2,062	5,784	1,675
イラン	8,321,051	7,626,371	5,694,985	12,059,293	9,088,752	24,701,266	39,572,518	54,011,293
イタリア	803,819	714,357	646,801	242,221	6,692	3,448	6,295	88
日本	16,445,077	15,404,828	14,161,751	15,095,651	9,008,133	34,830	98,148	47,490
ジャワ	7,566,150	7,807,795	8,947,472	12,238,450	12,718,092	4,940,199	2,261	
シャム	5,596,849	6,537,908	10,968,325	6,687,403	249,071	914		
スマトラ	10,942,573	9,341,688	12,527,658	10,918,391	8,637,363	58,030		
アメリカ	6,226,986	5,107,316	5,959,709	9,441,095	9,378,761	7,116,088	24,593,642	27,327,696
その他海外諸国	9,703,586	11,056,203	12,017,871	16,111,446	7,925,562	4,614,036	25,839,070	37,580,002
海外諸国合計	81,801,496	77,301,534	83,363,918	88,121,430	57,978,410	41,572,075	90,163,202	488,110,136
輸出								
帝国諸国	213,036,778	192,552,954	209,375,293	238,936,854	250,120,138	321,473,120	366,920,755	
アルゼンチン	3,384,758	1,346,430	1,735,636	1,370,977	3,696,738	3,194,379	1,609,392	
ベルギー	4,415,274	4,265,691	3,143,751	83,931				
エジプト	3,022,508	3,886,240	4,659,944	8,990,208	21,853,509	24,151,995	30,106,942	
フランス	6,011,115	4,547,508	6,392,399	6,583,741				
ドイツ	9,591,911	5,699,647	2,289,906					
オランダ	1,995,999	2,048,027	1,734,481	38,412				
イラン	1,564,503	727,358	278,683	1,599,889	1,452,084	1,745,241	1,102,002	
イラク	606,640	633,178	507,526	1,083,228	758,335	1,847,816	2,033,321	
イタリア	4,989,860	4,015,192	3,107,378	1,650,805				
日本	2,417,656	1,367,654	2,714,078	2,093,811	55,831			
メキシコ	945,494	540,253	585,259	298,737	205,607	70,983	30,072	
ロシア	9		32,630		1,512,973	43,914,982	44,552,060	
スウェーデン	1,465,896	1,889,385	1,820,376	624,711	1,159,550	1,779,914	10,125	
チュニジア	1,449,348	1,580,181	1,508,355	924,065			1,096,636	
アメリカ	50,712,255	34,665,465	63,036,124	97,887,271	130,006,735	109,499,022	89,550,144	
その他海外諸国	10,887,700	8,366,396	6,750,757	5,324,866	3,543,141	2,135,382	4,260,797	
海外諸国合計	103,460,926	16,801,720	100,297,283	128,554,652	164,244,503	188,339,714	174,351,491	

出所) CO 852/588/9.

リアとの貿易額が、それに続く太平洋戦争勃発後には日本との貿易額が、それぞれ輸出・輸入ともにほぼ皆無の状態となっていることが分かる。一方で、これとは対照的に、他のイギリス帝国諸国やアメリカとの輸出・輸入は急激に伸びていることから、この仕組みが極めて成功裏に機能していたことが理解できるであろう。ちなみに、ケインズがナチス・ドイツの通貨圏構想(=新秩序, New

Order) を、志向としては同様のものを持っていると評価しつつも、これにイギリス帝国が打ち勝つことができると確信していたのは、彼の認識がこのような事実(8)に裏打ちされていたからであろう。

ただし、第二次大戦の勃発によって、植民地資源の動員はブロック経済化に伴うもののほかに、新たに重大な役割を担われるようになった。このことに関してとりわけ重要な契機となったのは、フランスの敗戦に伴うイタリアの参戦と、そのことによって必然的に引き起こされた本国防衛の強化・地中海海戦の激化(9)であった。ナチス・ドイツによるフランス制圧とヴィシー政権の誕生は、わずかな距離の海峡をまたいだすぐのところ(10)でイギリス本土を睨むことを可能とし、このことがイタリアにとって極めて有利な形で参戦を準備することになったのである。このとき挙国一致の戦争内閣を率いたチャーチルは、「交戦国としてのフランスは消え去り、英国は本国における死活の戦いにかかっていたのであるから、ムッソリーニが地中海の支配と古ローマ帝国再建の夢が実現するであろうと感じたとしても不思議ではなかった」と述べたうえで、地中海防衛の軍事上の重要性について、「地中海中央部を制しなければ、エジプト、スエズ運河をはじめとして、フランス領各地をも、ドイツに領導されたイタリア軍の侵入を許すことになるだろう。だが、この局面を迅速かつ目ままい勝利によって乗り切ればそれは早晩実現するだろう、そのことがドイツとの主要な戦闘において持つ意味は、極めて重大なものになるに違いない(11)」としている。まさに、「イギリスの政治的・軍事的指導層にとって、第二次大戦は本質的・理念的に地中海の問題であった」(Porter, A. N.(ed.) [1991 = 1996: 177]) のである。1940年の夏、イタリアは着々とエジプト侵入の準備を進めていた。

このとき深刻であったのは、モンロー主義の原則から、本質的に「ヨーロッパ」起源のこの戦争への介入を、アメリカが限定的なものにしていたことである(油井[2008])。このことはイギリスが孤立した戦争を強いられることを意味しており、地中海沿岸、ことにジブラルタルから北アフリカ、そして中東へと連なる空間を、イギリスが「全くひとりぼっち(12)」で戦い抜く必要があることを示していた。すでに、ナルヴィクでもダンケルクでも負け続けていたというのに、である。

実は、第二次大戦後勃発直後に、こうした状況に備えた準備がイギリスで行われていた。これが、行政府に対して無制限の規則制定権を与えた、1939年の緊急防衛法(*The Emergency Defence Act, 1939*)の制定であった。同年、これに従って、防衛令(*Defence Regulations*)が全植民地政府によって作成されることになったのであるが、こうした法整備がなされる中で重要であったのは、1939年10月に、純粋なヨーロッパ出自であるかどうかに関わらず、「イギリス臣民」(British Subjects)を軍隊に配備することが決定されたことである。「(自治領およびイギリス帝国における)非ヨーロッパ

(8) T 160/1053, “Proposals to counter the German New Order”.

(9) CO 323/1755/13, “COLONIAL WAR EFFORT. September, 1939–September, 1940”.

(10) チャーチル『第二次大戦回顧録(7)』, 168頁。

(11) Churchill, W. S., *The Second World War (Vol. 2)*, pp.415–416.

(12) チャーチル『第二次大戦回顧録(6)』, 98頁。

(13) 同上。

出自のイギリス臣民は（軍事動員において先験的に排除されるべき存在ではなく：筆者注）、その長所が考慮される。彼らは、人種の起源を理由として除外されるものではない⁽¹⁴⁾という英国空軍 R. A. F の新兵募集の文言を見れば分かる通り、「有色の」志願者にまで人的資源獲得の幅を拡張すること⁽¹⁵⁾で、軍事動員の仕組みを強化したのである。加えて、以下に見られるように、植民地で女性も軍隊に組み込まれていった。ついでにいえば、当時、植民地における労働条件の整備や社会サービスの提供といった生活水準については、ILO の意向を無視できないところになっており、彼らは、その存在意義に従って、加盟諸国の「強制労働」(forced or compulsory labour) を減少させようと目論んでいた。しかし、実は、軍事的な性質の労働や、戦争・自然災害に伴う緊急事態の労働は、この範疇に含めないとしており⁽¹⁶⁾（ILO 規約第二条項）、この点では ILO の機制がほぼ意味をなさなかったと見てよいであろう。

さて、一例であるが、イタリアと地政学的に見て特殊な関係を持つ、東アフリカ、中東、地中海それぞれの植民地の動きを抜粋すると次のようであった⁽¹⁷⁾：

東アフリカ) ケニア：1940 年 5 月に 1400 名の男性を、また、18 歳から 40 歳までのヨーロッパ人から 4 割を東アフリカ軍 (the East African Forces) に召集。同年 5 月の第二週に、18 歳から 30 歳までのケニア防衛軍のクラス 1 を召集 (クラス 11 (31 歳から 35 歳までの男性) を 6 月に召集)。同年 5 月に地方防衛義勇軍を結成して演習の開始、また、4000 名の女性による緊急対策組織を設立。

中東) パレスティナ：1940 年 3 月に、「有色の」ユダヤ人 742 名、アラブ人 306 名が予備的軍事開発隊に入隊し、内 430 名のユダヤ人、230 名のアラブ人がフランスに移送。募集初日からわずか 3 日で 65000 名を越えるユダヤ人が志願、うち 33% がイギリス軍 (the British Army) に従軍。約 13 万 6000 人のユダヤ人男性と女性が、地方防衛業務、予備的業務に登録。

地中海) キプロス：1940 年 2 月初め、キプロス連隊の設立、4 月初めには志願者が 7000 名に到達。2 月末、英国陸軍 (the Royal Army) に 6000 名のキプロス人が受け入れられ、志願者はエジプトで訓練。イギリスにいる数千名のキプロス人が戦闘部隊に参加。

(14) CO 323/1800/19, "Recruitment into R. A. F. of aliens and men of non-European descent".

(15) *Ibid.*

(16) CO 859/7/12, "INTERNATIONAL LABOUR OFFICE, FORM FOR THE ANNUAL REPORT ON THE CONVENTION CONCERNING FORCED OR COMPULSORY LABOUR, GENEVA, 1938".

(17) CO 323/1755/13. 長島は、「イギリス戦時労働力動員の特質は、このように植民地からの労働力動員を殆ど行わず、女性に依存したことである。」(長島 [1997: 118]) と述べるが、以下でみるように、植民地の「強制労働」の存在は、影でイギリス本国を支えていた。本国統計のみを使用してイギリスの戦時労働力動員の実態を論じれば、それに応じた限界を抱えることになる。

以上みてきたところから分かるとおり、第二次大戦が「地中海海戦」を意味していたことから、イギリスの植民地の役割が極めて重大であったことが理解できるであろう。以上は、たかだか1940年9月までの期間について、わずか3地域を選んで眺めてみたものである。これだけでも、急速に植民地が動員体制に組み込まれていく過程が十分に見取れるであろう。性別問わず様々な人種や民族が、直接武力に参入され、あるいは兵站作業に駆りだされたのである。こうした緊急事態への対応機構は、1940年5月22日に「英国内にある陛下の臣民全部の生命、自由、財産に対する事実上、無制限の権力を政府に付与する」法案が議会を通過すると、さらに強力になっていった。⁽¹⁸⁾

以上で簡単に戦間期から戦時期にいたるイギリス帝国の役割についてみてきたのであるが、こうした政治・経済状況の変化は、植民地の税財政構造に大きく影響を与えていく。この点を以下の節で論じていこう。

第3節 植民地税財政の構造

歳出構造

まず、図1によっていくつかの植民地の歳出動向を確認しておけば、相対的安定期を含む戦間期に、歳出規模がほとんど一定で推移するか、あるいは低下している点である。この時期は「熱狂的な平和への欲求」⁽¹⁹⁾がいたるところで見られ、軍事縮小の波が押し寄せていた。このことが、全体的な歳出規模の抑制に貢献したといえるであろう。しかし、1939年以後の第二次大戦期になると、全体的にいて歳出規模が急増する。この時期は、戦時期にも関わらず物価が極めて安定的に推移していることから（後掲図3）、このことは戦時関連費用の増大のためとみて大過ないと思われる。

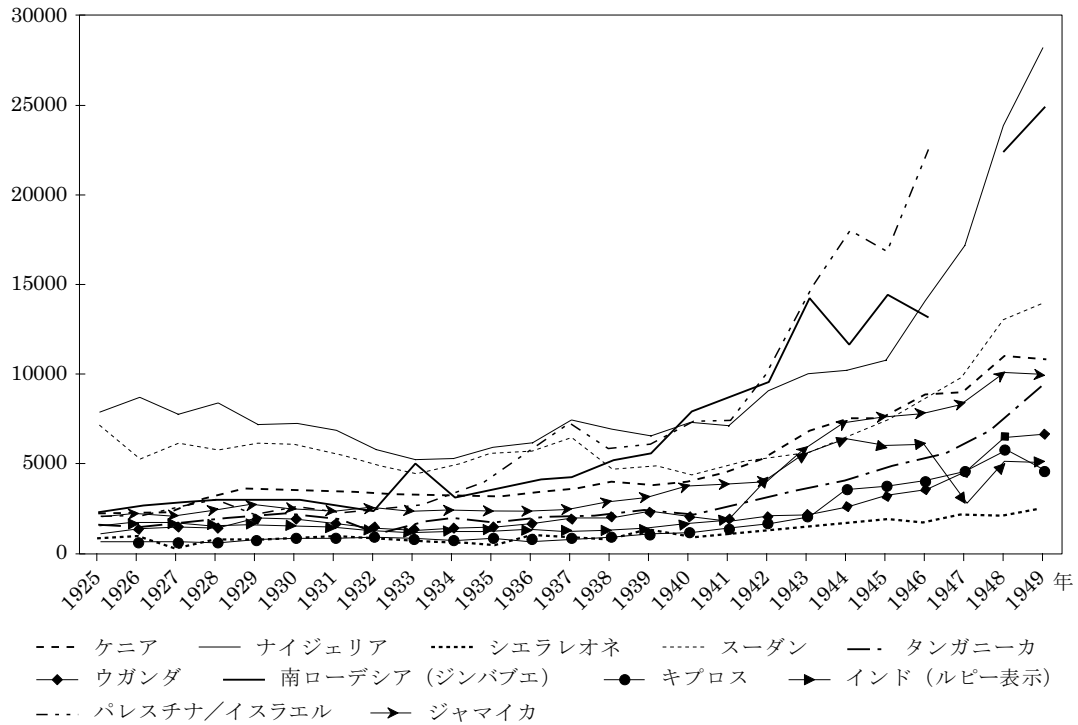
このことを、各植民地別にみた統計によって確認しておこう。たとえば、東アフリカのケニアの動向を見れば、総計は1938年の292万5775ポンドから46年の857万3789ポンドへと3倍程度に急増している。この内訳を見れば、軍事費や行政費が倍増していることのほか、過酷な動員体制をしきことからくる身体的・精神的負担を緩和するための社会サービス費が3倍程度に伸びていることが分かる。ケニアでは、1939年に人的資源委員会・供給委員会（the Man Power Committee and the Supply Board）、1940年に東アフリカ軍供給委員会（the East African War Supplies Board）が設立され、人的資源を戦時動員にかける仕組みが準備・強化されていった一方で、航空機を軍事使用目的へ転換、モンバサ港は海軍基地へと使用されるようになるなど、戦時動員体制が整えられていった。⁽²⁰⁾ 東アフリカ軍など、ここで動員されたものはセイロンや地中海で従軍することになったが、

(18) チャーチル『第二次大戦回顧録』、96-97頁。

(19) チャーチル『第二次大戦回顧録』、165頁。

(20) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1946*, pp.3-4.

図1 植民地における歳出の推移 (1925-49年)



注1) ケニア, ナイジェリア, シエラレオネ, スーダン, タンガニーカ, ウガンダ, 南ローデシア, キプロス, パレスチナ, ジャマイカの単位は 1000 ポンドで, インドはルピー表示 (単位: 100 万ルピー) である。出所) Mitchell, B. R., *International Historical Statistics, Africa and Asia*, London, Macmillan, 1982. , Mitchell, B.R., *International Historical Statistics, The Americas and Australasia*, London, Macmillan, 1982. の Finance の項より作成。

表3 ケニアにおける歳出の推移 (1938-46年)

(単位: ポンド)

	1938年	1946年
公債費	472,901	786,632
行政費	779,167	1,671,455
天然資源開発費	380,896	1,862,364
公益事業	549,012	2,238,414
社会サービス費	427,268	1,316,854
タウンシップ, ディストリクト・カウンシル	106,668	208,426
軍事関係費	209,863	489,644
総計	2,925,775	8,573,789

出所) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1946*.

女性の徴兵を管理する法ができあがったのはまさにこれが植民地をも含む総動員体制の確立を意味していたことを示唆する点で興味深い。⁽²¹⁾ 一方、1943年に住宅基金、中央住宅局を設立する社会法
制の導入、1944年に最低賃金制度の導入、病院施設・教育施設の改善が行われるなど、非常事態を
打開する制度ができあがっていき、これらがケニアの歳出の急増を促すことになった。⁽²²⁾

この点、西アフリカのゴールドコースト（現ガーナ）でも同様である。「戦争の宣言とともに全地
域から兵役を支持する声があがり、男は入隊のために列をなし」、西アフリカ軍（the West African
armed forces）を強化する役割をなした。⁽²³⁾ 1940年5月から10月にかけて行われた兵役募集には
7500人が殺到したし、その後の1941年の20000人、1942年の11000人は順調に集められ、戦時
を通して65000人が軍事関係の職務に従事したのである。また、タコラディ（Takoradi）やアクラ
（Accra）は英国空軍（R. A. F.）の拠点となり、後にはアメリカが地中海へと乗り継ぐ場ともなっ
ている。さらにいえば、このことは、「ヨーロッパから4000マイル離れていた」⁽²⁴⁾ ジャマイカにとっ
てもいえる。ジャマイカはその地政学上の特色から、たとえば地中海の西端にあって戦略上の面から
重要な基地となったジブラルタル⁽²⁵⁾からの疎開があったりしたが、戦争中ずっとカナダ軍に従軍した
り、カリブ連隊への従軍のために海外へ人員が送られたりした。加えて、英国空軍へはかなりの人
員が割かれたようである。⁽²⁶⁾

期間としては1937-38年から1941-42年までのものと限られており、また、説明が省略されてお
りそのままでは不明な項目もあるが、詳細な費目別の統計が確認できるので、表4によって、ジャマ
イカの財政支出の動向を確認しておこう。まず、財政支出の総計が全体として伸び、それが戦時期
を画期としたものとなっていることである。1937-38年に227万1174ポンドであったものが、戦
時を含む1938-39年に285万4021ポンドとなり、さらに1941-42年になると100万ポンドほど増
加し382万2654ポンドとなった。わずか数年で、およそ1.7倍の増加である。ほぼすべての支出項
目が増加している中であって、目に付くのはやはり、防衛・地方軍費の増大であろう。この費目は、
1937-38年の大戦前には1万362ポンドと他の費目と比べてもさして大きなものではなかったの
であるが、大戦に入った1939-40年にはほぼ8倍の8万2790ポンドへ、そして、1941-42年には21
万8098ポンドとなった。およそ20倍の増加である。帝国軍手当が3倍ほどとなっているほか、警
察費が10万ポンドほど増大していることを見れば、大戦下での治安維持に留意した事実が浮かび上

(21) *Ibid.*, p.8.

(22) *Ibid.*, p.10-11.

(23) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON THE GOLD COAST FOR THE YEAR 1946*, p.111. ちなみに、これまで現場で監督されていた軍隊は、戦争内閣の指揮下に置かれることになった。*Ibid.*, p.112.

(24) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON JAMAICA FOR THE YEAR 1946*, p.95.

(25) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON GIBRALTAR FOR THE YEAR 1946*, p.3.

(26) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON JAMAICA FOR THE YEAR 1946*, p.96.

表4 財政支出の動向(ジャマイカ)

(単位:ポンド)

	1937-38	1938-39	1939-40	1940-41	1941-42
公債	232,695	254,976	346,504	383,327	418,643
総督	8,743	8,440	8,872	8,656	8,749
枢密院及び立法院	4,088	6,588	5,717	5,480	5,477
行政官	6,382	6,750	6,814	7,363	7,631
農業・林業	60,251	69,281	73,423	90,223	95,690
司法長官, 将官, 国王法務官, 法務局員	6,166	6,707	7,436	8,562	9,191
会計	9,882	12,979	13,136	13,808	13,766
破たん	3,075	3,316	3,666	3,806	3,805
放送				3,336	3,140
国勢調査					
徴税官	106,516	108,337	135,739	150,903	205,414
商業・産業					5,848
貨幣	3,093	3,272	5,364	3,847	14,737
防衛・地方軍	10,362	9,895	82,790	155,454	218,098
教育	245,450	277,981	307,841	324,752	340,966
港湾・海事	6,001	6,162	6,577	6,108	6,332
帝国軍手当	5,961	7,158	7,670	10,924	14,182
所得税, 印紙税			5,917	7,587	10,469
工業高校	6,770	7,495	7,653	8,714	9,852
労働		14,830	4,787	13,179	17,961
土地	8,323	22,475	28,604	30,096	32,303
医療局	174,392	195,363	223,126	262,217	281,096
精神病院	45,213	48,948	53,640	62,858	68,026
恩給	112,687	119,363	129,605	130,556	137,464
警察	250,869	286,015	316,237	343,935	348,985
郵便・電報	112,794	134,879	148,055	159,138	181,464
印刷	28,549	28,646	30,481	33,951	34,881
鉄道負債	26,261	44,605	129,298	210,529	185,400
登録官	8,427	8,939	9,224	8,854	8,694
称号登録官	3,684	3,656	3,711	3,755	3,654
救済事業			87,359	239,394	26,469
外務行政判事	47,801	49,439	51,257	51,131	50,548
貯蓄銀行	14,330	41,086	32,692	21,142	19,429
事務局員	10,225	11,468	11,502	12,229	11,962
助成金	161,536	271,289	197,892	135,825	176,077
最高裁判所	12,431	12,635	12,969	12,312	11,969
調査	17,195	13,263	12,608	11,952	13,066
運輸局		6,363	8,140	8,024	7,777
大蔵省	7,157	8,088	9,346	100,024	10,284
公共事業	442,226	580,188	562,059	552,341	588,374
植民地開発基金	12,517	17,812			
植民地開発福祉計画			15,706		123,688
バナナ補助				227,163	
その他	59,122	145,332	60,741	47,160	91,093
合計	2,271,174	2,854,021	3,164,166	3,780,615	3,822,654

出所) CO 852/588/9.

がってくる。さらにいえば、こうした推移がジャマイカに特有なものでないことは、セイロンの情報によっても補足できる（ルピー表示）。事実、セイロンの歳入合計が、1937-38年に1億1533万7266ルピーから、1941-42年にはおよそ1.6倍の1億8500万7605ルピーとなっている中であって、顕著な増加はやはり防衛費であったからである。同じ期間で、398万4935ルピーから2280万6688ルピーへと6倍弱になっている。⁽²⁷⁾ ナイジェリア、⁽²⁸⁾ インドも同様である。⁽²⁹⁾

また、先ほどのケニアの例と同様、ジャマイカでも労働費、教育費、医療局費、精神病院費、救済事業費といった、社会サービス関連費目が増大していることも注目できる（表4）。この社会サービス関係費については、植民地開発福祉計画費の増大が重要である。この費目の増大は、1929年に制定された植民地開発法をより発展させた、植民地開発福祉法（1940年）の導入に基づくものであって、同法の制定によって「植民地政策における自由放任主義の放棄」⁽³⁰⁾が目指されていた。これは、「政府は植民地帝国人民の福利（the Well-being）を委託されており」、「植民地政策の主たる目的は、植民地住民の利害を守り、促進すること」とあるように、社会サービスなどの福祉関連支出の増進を通して、激しくなってきた戦争を乗り切る措置であった。⁽³¹⁾ 表4から、1939-40年に「植民地開発基金」の項目に数値が計上されなくなる一方で、「植民地開発福祉計画」の項目に数値があらわれるようになったことが分かるが、その増大の程度には目を見張るものがある。

この植民地開発基金の拡充に関連して、たとえばケニアでは、「とりわけ食料品に関して植民地やその近隣地域が自活できるように生産を維持したり、コーヒーや除虫菊のような外貨をもたらすものの生産、亜麻やサイザル繊維のような基本的な原材料の生産努力が行われた。多くの繊維工場は、植民地開発基金を通して作られた」⁽³²⁾とあるように、各植民地はそれぞれの特色を生かして、帝国本国へ食糧・原材料を送る一方、戦時を通して外貨を稼ぐ努力を行っていた。このことは、先の表3で、天然資源開発費が38万ポンドから186万ポンドへと急増していることで確認できる。

以上みてきたことを、ゴールドコーストの年次報告書は適切にまとめているように思う。戦時期の歳出増加の主な理由を、次の4つであるとした。⁽³³⁾

(27) CO 852/588/9.

(28) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON NIGERIA FOR THE YEAR 1946*.

(29) Rowland, O., *INDIA, ECONOMIC AND COMMERCIAL CONDITIONS IN INDIA*, London, HMSO, 1949.

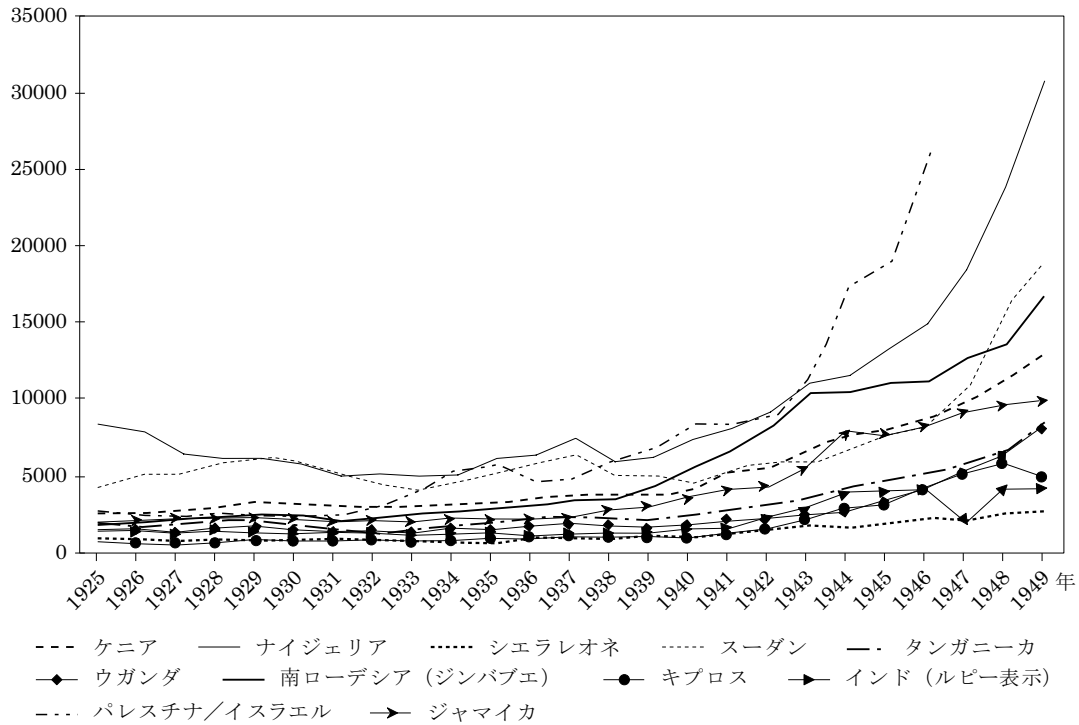
(30) CO 859/39/2, "WAR-TIME POLICY IN BRITISH COLONIAL DEPENDENCIES".

(31) *Ibid.*

(32) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1946*, p.3.

(33) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON THE GOLD COAST FOR THE YEAR 1946*, p.128.

図2 植民地における歳入の推移（1925-1949年）



注1) ケニア、ナイジェリア、シエラレオネ、スーダン、タンガニーカ、ウガンダ、南ローデシア、キプロス、パレスチナ、ジャマイカの単位は1000ポンドで、インドはルピー表示（単位：100万ルピー）である。出所) Mitchell, B. R., *International Historical Statistics, Africa and Asia*, London, Macmillan, 1982. , Mitchell, B.R., *International Historical Statistics, The Americas and Australasia*, London, Macmillan, 1982. の Finance の項より作成。

- (a) 原料・サービスの全般的・継続的な上昇
- (b) 戦争への取り組み（war-effort）に直接必要な支出
- (c) 戦時に必要とされる追加業務と責任を負う，関係機関の設立
- (d) 政府の社会サービスの水準の改善策

以上，歳出構造を見た場合に，植民地動員体制の確立に伴って，軍事関係費と社会サービス費が増大している事実が確認できるであろう。

歳入構造

次に，歳入構造についてである。

まず，歳出の動向を確認したときと同様，植民地全般についての歳入の推移を確認してみよう（図2）。これも総じて，歳出の動向と同様の推移をたどったものと考えられる。基本的には，戦間期にほぼ一定，戦時期に急増するというパターンである。ただし，以下に述べるように，この歳入の推

移は、極めて興味深い事実を示している点で注意が必要である。

前節で、戦間期に、ポンド価値を安定化させるためにイギリスがブロック経済化を進めていたことを指摘した。これは、スターリング圏内と圏外諸国とを区別し、金やドル、食料などを動員する仕組みのことであった。周知のとおり、この帝国の〈内〉と〈外〉とを区別する枠組みは、自然、税財政面では関税を主軸としたものを採用することとなっていた⁽³⁴⁾。これら関税は戦時期に追徴されていったのであるが、その理由は、「可能な限り高い水準で税収を維持することと、必需品とみなされない商品に対する消費を抑制することが目的」⁽³⁵⁾であった。このことは、表5によって一目瞭然である。表は、歳入合計に占める直接税の割合を示しているものであるが、歳入から直接税の額を引けば、およそその間接税の割合が推計できる。北ローデシアのような特異な例を別とすれば、直接税の低さと、それに反する間接税の高さは明白であろう。歳入がそれなりに確保できている植民地を見れば、直接税はたかだか20%程度であって、そのほかは多くを関税に頼っていることが分かるであろう。

このことを、さきほどと同様、東アフリカのケニアの統計によって個別に確認しておけば、戦争が開始された1939年の関税収入は91万8529ポンド、租税収入合計は172万3297ポンドであった。したがって、その割合は5割を超えており、ここに帝国特惠関税制度によってポンドを支持する仕組みを機能させようとの政策意図が表現されている(表6)。ちなみに、ケニア、ウガンダ、タンガニーカ三地域の基本関税率は、22%に設定されていた(従価)。このことの裏返しとして、直接税、それも所得税の占める割合は極めて小さかった。1939年段階で、人頭税(Hut and Poll Tax)からの収入が52万3588ポンドになっている一方、所得税からの収入は13万7963ポンドにすぎず、これが租税収入全体に占める割合は、わずか8%ほどである(表6)。より詳細な統計が残っているジャマイカでも同様であり、1937-38年の歳入合計は247万6137ポンドであり、このうち関税から得られた収入は165万338ポンドであった。実に67%に及ぶ額である。一方で、直接税合計はわずか16万8590ポンドであって、割合にして7%ほどであった(表7)。この時点のジャマイカでは、直接税としてわずかな所得税と地租・財産税を持つのみであって、遺産税と相続税は全く持っていなかったのである。

しかし、年々増大する戦時費用は、このような租税体系のみで賄うには極めて頼りないものであった。ここで注目すべきなのは、直接税、とりわけ所得税の動向である。表6が示すように、例えばケニアの直接税の額は、1938年の70万7149ポンドから46年の196万5000ポンドへと、戦時

(34) この点、1923年よりウガンダ、タンガニーカ、ケニアといった東アフリカ三地域で関税同盟が結ばれているといったように、帝国内でも階層的な構造をなしているなど多少複雑な制度になっていた。Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON UGANDA FOR THE YEAR 1946*, p.23.

(35) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1946*, p.32.

表5 歳入に占める直接税の割合

(単位:ポンド)

	直接税				(b)歳入 合計(植民 地開発基金 及びその他 を除く)	(c)歳入 合計	割合(%)	
	所得税	相続税	その他	(a)直接 税合計			(a)対(b)	(a)対(c)
アデン	60,000			60,000	167,595	167,595	35.80	35.80
アンティグア	6,500		2,600	9,300	103,679	105,373	8.97	8.83
バハマ		1,450	5,900	7,350	401,782	404,192	1.83	1.82
バルバドス	150,000	300		150,300	618,860	620,860	24.29	24.21
バミューダ	2,000			2,000	272,065	272,065	0.74	0.74
ブリティッシュ・ギアナ	145,833	7,292	4,167	157,292	1,383,017	1,399,103	11.37	11.24
ブリティッシュ・ホンジュラス	7,819	154	8,230	16,203	236,360	340,811	6.85	4.75
ブリティッシュ・ソロモン			3,780	5,780	49,404	50,234	11.70	11.51
ブルネイ					158,574	158,574		
ケイマン			720	720	7,541	7,541	9.55	9.55
セイロン	1,413,750	112,500		1,526,250	8,840,267	8,840,520	17.26	17.26
キプロス			89,000	89,000	980,437	991,237	9.08	8.98
ドミニカ	1,930		120	2,050	61,240	73,726	3.35	2.78
フォークランド	10,500			10,500	62,467	62,467	16.81	16.81
マレー		81,667		81,667	7,405,365	7,405,761	1.10	1.10
フィジー	46,847	2,252	30,000	79,099	753,265	753,265	10.30	10.50
ガンビア		70	9,833	124,933	135,836	135,836	7.34	7.34
ジブラルタル		2,000		2,000	178,220	178,220	1.12	1.12
ジブラルタル&エリス			1,186	1,186	44,393	46,344	2.67	2.56
ゴールド・コースト			56,000	56,000	4,016,324	4,018,882	1.39	1.39
グレナダ	8,000	1,000	5,500	14,500	162,840	164,994	8.90	8.79
香港		93,750		93,750	3,168,842	3,178,842	2.96	2.95
ジャマイカ	320,000	70,000	60,000	450,000	3,039,039	3,067,620	14.82	14.67
ジョホール		8,566		8,566	2,675,555	2,675,555	0.32	0.32
ケダ		4,433		4,433	821,747	821,747	0.54	0.54
ケランタン		1,394		1,394	366,679	366,679	0.38	0.38
ケニア	154,500	20,000	598,500	773,300	2,868,000	3,923,540	26.95	19.70
リーワード					41,383	42,533		
マルタ		26,000		26,000	1,061,833	1,316,535	2.45	1.97
モーリシャス		22,500	63,750	86,250	1,344,225	1,375,663	6.42	6.27
モンセラール	500		930	1,430	25,805	39,405	5.54	3.63
ナイジェリア	212,000	3,000	858,000	1,073,000	6,315,550	6,333,920	16.99	16.94
北ボルネオ								
北ロデーシア	1,061,400	100		1,201,500	1,846,830	1,864,636	65.05	64.44
ニアサランド	86,400	220	140,000	252,520	779,815	883,324	32.38	28.59
パレスチナ&トランス・ヨルダン			165,900	368,500	4,049,057	6,590,736	9.10	5.59
ペルリス			368,500		83,566	83,566		
セント・キッツ	11,000			16,000	133,190	133,190	12.01	13.69
セント・ヘレナ			5,000		14,633	40,680		
セント・ルチア	5,500	500		6,800	89,022	107,018	7.64	6.35
セント・ヴィンセント	7,000	50	800	13,650		99,715	13.69	13.69

表5 歳入に占める直接税の割合(つづき)

(単位:ポンド)

	直接税				(b)歳入 合計(植民 地開発基金 及びその他 を除く)	(c)歳入 合計	割合(%)	
	所得税	相続税	その他	(a)直接 税合計			(a)対(b)	(a)対(c)
サラワク								
セイシェル	1,875		6,600	4,631	48,833	54,834	9.48	8.45
シエラレオネ			2,756	226,435	1,057,790	1,083,587	21.41	20.90
ストレイト・セツルメント		116,666	226,435	116,666	4,457,030	4,457,096	2.62	2.62
タンガニーカ	45,500	2,000		779,500	2,058,731	2,126,789	37.86	36.65
トンガ			732,000	8,800	54,660	54,660	16.09	16.09
トレンガヌ			8,800		331,817	331,817		
トリニダード&トバゴ	560,833	23,333		584,166	3,148,639	3,176,032	18.55	18.39
タックス&カICOS					9,569	15,011		
ウガンダ	40,000	100		628,150	1,892,115	1,892,820	33.20	33.18
ヴァージン	500		588,050	920	5,553	6,781	16.57	13.57
ザンジバル	6,500	2,850	620	9,350	445,804	445,889	2.10	2.10

出所) CO 323/1816/3.

中におよそ3倍へと増加したことがみてとれる。同表から、この増加が所得税の増大によって可能となったことがわかるであろう。さきほどみたように、1939年の所得税収入は13万7963ポンドであったものが、45年には115万4779ポンドへと急増しているのである。戦前の直接税は人頭税が中心であったが、これは戦時中にほとんど増加していない。よって、直接税としては、所得税を中心に据えようとの意向が読み取れる。所得税が租税収入に占める割合は、8%から27%へと一挙に拡大している。

1941年にも「奢侈品への消費を抑制するために租税を増徴した」が、このときかけられたのは、⁽³⁶⁾ 関税とともに所得ベースでの個人課税であった。ここに、ポンド支持のために新たに獲得した強力な武器の存在を確認できる。また、金やダイヤモンドを産出する西アフリカのゴールドコーストでは、所得一般に税がかけられたのは割合と遅く、1943年に改正された所得税規則(*Income Tax Ordinance of 1943*)によってようやく可能となった。これまで、ゴールドコーストでは、鉱山業からの所得にしか課税できなかったのである。しかし、制度変更後、(1)貿易等利潤(Trades, businesses and professions)、(2)給与所得(Employments)、(3)不動産・賃貸物件以外の投資所得(Investment income other than from realty or leasehold property)、(4)年金(Pensions and annual payments)、(5)土地・物件賃貸からの利潤(Profits from realty leasehold property)へと課税ベースが拡大して、ただちにその威力を発揮するようになっている。1941-42年から1944-45年の間で、関税収入

(36) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1946*, p.6.

表6 ケニアにおける歳入の推移（歳入全体とその内訳について：1938，46年，
租税収入の内訳について：1939，45年）

（単位：ポンド）

	1938年（実質）	1946年（見積もり）
租税収入		
（1）直接税	707,149	1,965,000
（2）間接税	1,144,358	2,579,300
租税収入合計	1,851,507	4,544,300
自己回収的支出からの収入	254,629	507,365
政府資産からの収入	146,333	369,510
利子，償還	47,257	130,611
特定サービスからの料金収入	139,477	199,780
政府部局の事業所得，返済	302,929	278,566
雑収入	34,798	153,570
税外収入合計	925,423	1,649,402
歳入合計	2,776,930	6,193,702
	1939年	1945年
関税収入	918,259	2,256,139
人頭税（Hut and Poll Tax Native）	523,588	530,484
所得税	137,963	1,154,779
動産税（Personal Tax）	50,929	113,436
ガソリン税	74,624	142,226
遺産税	11,443	44,252
興業税	6,491	27,083
租税収入合計	1,723,297	4,268,393

出所）Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1946*, p.28, p.32.

は289万784ポンドから248万4461ポンドへと40万ポンドほど減少している一方で，直接税収入は1943-44年まで統計上確認できなかったものが，翌年の1944-45年には134万1537ポンド，翌々年には169万1865ポンドへと拡大している。⁽³⁷⁾

こうした傾向を，先ほどと同じく，表7のジャマイカの統計を見ることによって，より詳細に論じることができる。1937-38年のジャマイカの直接税収入は16万8590ポンドであったが，これは1941-42年には84万7855ポンドと，ほぼ5倍になっている。所得税収入が10万1646ポンドから64万2532ポンドへと大きく拡大した一方で，新たに遺産税，相続税，超過利潤税が導入されたことで，所得税以外で20万ポンドほどの収入を調達することが可能となったのである。こうした徴税努力によって，直接税が歳入全体に占める割合が20%ほどになった。この傾向はセイロンでも同様に見られるものであり，直接税が歳入に占める割合は1937-38年に約16%だったものが，1942-43

(37) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON THE GOLD COAST FOR THE YEAR 1946*, p.25.

表7 ジャマイカにおける歳入の推移

(単位:ポンド)

	1937-38年	1938-39年	1939-40年	1940-41年	1941-42年
関税	1,650,338	1,860,931	1,897,214	1,874,127	2,208,973
港湾税	10,411	9,844	6,910	4,170	4,180
ライセンス収入及びその他内国税収入	6,638	69,889	136,714	169,695	187,998
オフィス料金	130,349	97,781	28,023	29,826	31,804
補償	226,433	232,516	231,188	217,019	252,614
郵便局	125,196	131,933	138,936	144,563	179,389
その他局収入	38,208	40,115	43,911	48,711	56,619
灌漑収入	17,762	17,155	16,538	18,460	18,000
直接税: 所得税	101,646	242,770	283,293	433,792	642,532
地租及び財産税	66,944	60,738	60,108	58,681	64,531
遺産税			50,651	117,365	109,812
相続税			11,555	15,576	25,159
超過利潤税					4,821
直接税合計	168,590	303,508	405,607	625,414	847,855
貨幣	852	3,709	4,819	5,855	14,388
地代	3,846	3,995	3,938	4,316	5,237
利子	6,959	8,111	24,926	15,951	6,847
雑収入	14,232	15,319	17,111	18,789	22,928
植民地政府経常収入合計	2,462,514	2,794,806	2,955,835	3,176,896	3,836,832
減債基金	7				
土地売却	2,339	2,125	10,629	1,837	36,092
水害保険基金からの移転		28,667	95,530	40,037	271
暴風雨保険基金からの移転					92,822
植民地政府歳入合計	2,464,860	2,844,598	3,061,994	3,218,770	3,966,017
植民地開発基金	11,277	14,544			
植民地開発福祉法			20,214	15,982	132,365
助成金(バナナ)				227,163	
救済事業				160,000	8,803
防衛					60,000
歳入合計	2,476,137	2,859,142	3,082,208	3,621,915	4,167,185

出所) CO 852/588/9.

年には約30%⁽³⁸⁾になっている。

植民地省は、「戦争が、多くの地域に所得税を導入させることを助けた」と述べた。⁽³⁹⁾ 間接税に収入のほとんどを依拠した租税体系を、戦時費用を賄う必要から、直接税をより重視した体系へと変更しようという意図がここには見られる。事実、当時の植民地省大臣のロイド(Lloyd, G. A.)は、次

(38) CO 852/588/9.

(39) CO 323/1816/3. 第二次大戦開始後の新税導入について記した文書として、CO 323/1698/18がある。

のように述べている。「直接税を課すこと、あるいは増徴することは、わが国と同様に可能であるだろう。多くの植民地でみられた新たな戦時税制への対応は、最もよく公共心を表しているといえる。私は疑いなく、このような精神が、現今の危機的状況に伴って生じるさらなる負担の増大を可能とすると考えている」⁽⁴⁰⁾、と。以上でみたほかに、ウガンダ、タンガニーカ、ザンジバルなどで所得税が導入されたり直接税の増徴が行われたりしたが、このことが戦時を乗り切るために極めて重大な役目を果たしたのである。加えて、内国歳入庁が「戦時におけるインドの直接税増徴の程度は、イギリスのそれを優に勝るものであった」と、インドの戦時税制の展開を評価したことは示唆的である⁽⁴¹⁾。このような事態は、ジャマイカの歳出について見た表4において、「徴税官」への支出がわずかに5年ほどで倍に拡大していることや、退官したイギリス本国の内国歳入庁の役人が植民地の税徴収に関わるようになったというような⁽⁴²⁾、徴税機構の変容も含め、植民地の租税政策上の大きな転換点を意味しているといえるだろう。

以上、戦間期から戦時期にかけての植民地税財政の特徴をまとめれば、戦時期を乗り切るために必要とされた、歳出面では軍事費・社会費の増大、そして、歳入面では所得税の導入・増徴であった。このことによって、ほとんどの歳入を関税のみに頼った植民地税制の構造は大きく変化する一方で、植民地人民の福利厚生までを考慮した支出構造となり、イギリス財政はここに新たな局面を迎えることになったといえる。

第4節 経済危機と植民地帝国

植民地における戦後体制の模索とその限界

さて、ここまで見てきたように、イギリス本国による植民地の経済的・軍事的な動員に対応して、税財政構造はこれまでにない特徴を備えることになった。わけでも、所得税の導入・増徴、それによる商品経済のコントロールの開始が興味深い事実であり、これがなければ、植民地動員体制の確立は極めて不徹底なまま終わったと考えられる。

ここで注目されるべきことは、植民地側から動員体制への反発がおこることを予想し、植民地の利害を考慮して戦後体制を構築しようという意図が、戦中からすでに提出されていたことである。事実、1939年12月7日、植民地省大臣マクドナルド(Malcom MacDonald)の覚書には、「戦争の終わりとともに生じるであろう“植民地からの問い”をあらかじめ審議するために、省庁間委員会を開く可能性について議論する...もしもこの委員会が開かれるのであれば、次の点に従って議論が進められるだろう：... (i) どのように、また、どの程度、植民地や大国の人々の政治的・社会的・

(40) CO 859/39/2, “WAR-TIME POLICY IN BRITISH COLONIAL DEPENDENCIES”.

(41) IR 64/26.

(42) T161/1135.

経済的な利害が、国際的な監督体制や植民地領の統制遂行に影響を与えるのか。そして、そのようなシステムの実行によって生じる運営上のインプリケーションとは何なのか。(ii) その方法。(iii) そのようなシステムの実行の問題はおくとして、植民地や大国にいる人々の正当な利害を侵害することなく、植民地領のさらなる経済的機会を確保することは可能であるのか⁽⁴³⁾、と書いてある。この文章からは、植民地省の人間が、過酷な動員体制から解放された植民地から噴出するだろう利害要求の嵐に備えて、イギリス本国をはじめとする大国の利益ばかりではなく、植民地のことをも考慮した戦後体制を構築する必要性を感じ取っていた点が滲み出ているといえる。

以上の問題が考慮されていたのは、戦間期、戦時期といくつかの植民地で独立への自覚が出てきていたことが影響しており、それを押しとどめるために、なんとか彼らを宥和させようとの意図があったためであると考えられる。実際、この時期にジャマイカでは、労働組合の出現がみられたために、「より高い賃金、より良い労働条件」を求めた運動が激化していたし、新たな憲法の制定によって、普通選挙法に基づく総選挙を行おうとの動きが活発化していた。ついには、1944年11月18日にかつての立法評議会は解体され、1945年1月に初めての総選挙が行われたのである。これは、限定されたものであったとはいえ、「植民地に自己統治のための重大な手段を与えるもの」であったという意味で、歴史的な出来事であったといえるだろう⁽⁴⁴⁾。また、戦時に提出され、立法府を通過した法案は、重大なものばかりであった。列挙してみると、工場法 (*The Factories Law, 1940*)、修正雇用契約法 (*The Masters and Servants Amendment Law, 1940*)、土地取得法 (*The Land Acquisition Law, 1940*)、港湾労働者法 (*The Dock Workers Law, 1941*)、養護施設法 (*The Children's Homes Law, 1941*)、家賃規制法 (*The Rent Restriction Law, 1941*)、修正救貧法 (*The Poor Relief Amendment Law, 1942*)、人民代表法 (*The Representation of the People Law, 1944*)、監獄法 (*The Prisons Law, 1945*)、小地作農地法 (*The Agricultural Small Holding Law, 1945*)、といった具合である。法律名から推察できるように、「これらの多くが社会法制に関するものであった」⁽⁴⁵⁾。前節で植民地の動員体制が強化されたことをみたが、この例に見られるように、実はその背面では植民地における権利意識の芽生えがあって、このことに留意しつつ植民地統治を行わなければならなくなっていたのである。

こうした社会関連法の整備の展開と軌を一にして、財政的にこれを支えたのが、前述の1929年に作られた植民地開発基金、そして、これをより発展させた1940年の植民地開発福祉基金であった。これは、さきに見たILOからくる要求の考慮ばかりではなく、植民地省が植民地開発政策の権限を掌握しようとする大蔵省と激しく対立を繰り返す中で練磨されていった考えでもあった⁽⁴⁶⁾。事実、1929年

(43) CO 323/1700/6.

(44) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON JAMAICA FOR THE YEAR 1946*, p.96.

(45) *Ibid.*, p.99.

(46) 研究史上、Malmsten [1977] が重要である。

の植民地開発法制定以前に、かつて植民地省大臣であったエイメリーは (Amery, L. S.) は、植民地の開発資金の活用に対して大蔵省側から不当な制約が課されており、そのために、植民地開発の法的根拠をなしていた貿易促進法 (*the Trade Facilities Act, 1923*) には限界があることを指摘していた。「それはすなわち、(a) 計画に伴う支出が普通、後になって抑制されることが見込まれているだろうということ、(b) 融資によってあげられた利益が、イギリス (本国：筆者注) の雇用を促進するものとして考えられていること、である。このことが、植民地政府の大多数に計画を遂行させることを不可能にしている⁽⁴⁷⁾。そして、こうした欠陥を克服するために必要なものが、「融資や政府保証によることなく、財政権限を委託された一定の財源に基づいた、永続的な帝国開発政策の一環としての植民地開発基金の創設」である、と⁽⁴⁸⁾。

ここに見られるのは、植民地の開発資金の方途を大蔵省の財源統制の枠から解放することで、自らと植民地の力能を強化しようとする姿勢である。1920年代からすでに、植民地の利害に配慮した政策が展開しつつあったことは興味深い事実といえよう。しかし、エイメリーが再三強調したように、この話はあくまでイギリス本国の失業対策に資する限りのものであった点にある種の矛盾が存在し、自然、限定的なものであったといえる⁽⁴⁹⁾。こうして、植民地がより自立した政治的・経済的主体となるための基盤づくりは、戦時における植民地開発福祉法 (1940年) の制定を経て、戦後の課題として引き継がれていくことになるのであった。

実は、こうした社会立法・開発資金制度の整備の流れとともに、イギリスの戦後における福祉国家の基礎をなしたとされる「ベヴァリッジ・プラン」を植民地にまで拡充させようという、驚くべき計画が存在していたことは興味深い事実である⁽⁵⁰⁾。1944年に植民地省によって用意された文書である、「植民地における社会保障」(*SOCIAL SECURITY IN THE COLONIAL TERRITORIES*) にはこうある。「植民地帝国におけるいくつかの地域で、社会保障や社会保険に関する注目がかつてないほど高まっている。この関心は地域ごとに大きく異なっているにせよ、世論の高まりが“ベヴァリッジ・プラン”によって引き起こされたことは明らかである。彼らは、このプランを採用すること、あるいはこれを修正した上で採用することの可能性を、議論してきたのである。...イギリスでの (社会保障、社会保険の：筆者注) 発展のプロセスは、だんだんと多くの植民地で繰り返されてき

(47) CO 323/1064/6, “[DRAFT] MEMORANDUM BY THE PERMANENT UNDER-SECRETARY OF STATE FOR THE COLONIES SETTING OUT THE COLONIAL OFFICE VIEW ON THE RECOMMENDATION ON PAGE 15 OF THE REPORT OF THE CONFERENCE ON INDUSTRIAL RELATIONS (MELACHETT-TILLET REPORT)”.

(48) CO 323/1064/6, “CABINET. COLONIAL DEVELOPMENT IN RELATIONS TO THE PROBLEM OF UNEMPLOYMENT. MEMORANDUM BY THE SECRETARY OF STATE FOR THE COLONIES”.

(49) CO 852/39/2, “WAR-TIME POLICY IN BRITISH COLONIAL DEPENDENCIES, 1940”.

(50) CO 859/124/2.

た。…この国で300年以上をかけて認識されてきたように、基本的な要素は、すべての者に対する社会全体の貢献である⁽⁵¹⁾」と。ベヴァリッジ・プランによって喚起された植民地地域の動きに対応した、植民地省内部における最も早い議論は、確認できる限りでは1943年に行われており、1946年初頭になって再度立ちあられてきた。このとき、具体的に情報が集められた地域は、ブリティッシュ・ギアナ、ブリティッシュ・ホンジュラス、ジャマイカ、リーワード諸島、フォークランド諸島、フィジー、モーリシャス、マルタ、キプロス、パレスティナ、セイロン、北ローデシア、バハマ、バルバドス、バミューダ、トリニダードであった。この中でも、1943年に、「(a) ベヴァリッジ・プランを検証し、これがジャマイカに及ぼす影響を報告するために、また、(b) 社会保障政策の体系がもっともなものであると考えられたときの、早期実施の推奨のために、一つの委員会を設置⁽⁵²⁾」されたことをみれば、他と比べてジャマイカの動きは特別なものであったようである。ジャマイカではこのほか、イギリスで1945年に制定された児童手当法 (*Family Allowances Act, 1945*) の法案コピーを入手したりしており、これを意欲的に検討した形跡がある⁽⁵³⁾。

こうした動きが従来の植民地開発福祉政策への批判として出てきたのは、「ことを進めるにあたっては、一時的には外からの援助が必要とされることもあるが、それが延々と続くものにならない⁽⁵⁴⁾」とあるように、植民地が自らの手によって自らを統治するという自己統治の考えが次第に広まっていたからである。

1947年経済危機と植民地税財政——終わらない「戦時」

こうした動きと歩調を同じくし、植民地の税財政構造もまた、この時代にふさわしいものへと生まれ変わろうとしていた。戦時期に戦費調達のために導入・増徴された所得税をはじめとする直接税を、より累進的な形で組み入れることによって、植民地人民の福利 (Well-being) を高めるために利用しようという計画が植民地省から出てきたのである。1946年7月19日に、「植民地政府が做すべき租税政策に関する植民地省大臣の見解」を記した電報が、セイロン、マルタ、ジブラルタルを

(51) CO 859/124/2, "SOCIAL SECURITY IN THE COLONIAL TERRITORIES. PRINTED FOR THE COLONIAL OFFICE, JUNE, 1944".

(52) CO 859/124/2, "COLONIAL LABOUR ADVISORY COMMITTEE. Social Security in the Colonies". エマニュエル・トッドは、イングランド人とジャマイカ人が形成する家族構造の類似性に着目し、ジャマイカ人がイングランド人社会のスタイルに柔軟に適應していった事実を指摘しているが (Todd [1994 = 1999 : 166]), こうした人類学的システムの類似性と、戦中、戦後のジャマイカにおけるイギリス本国の社会保障政策の積極的な検討との関係についてみることは、興味深い課題である。

(53) CO 859/124/2.

(54) CO 859/124/2, "SOCIAL SECURITY IN THE COLONIAL TERRITORIES. PRINTED FOR THE COLONIAL OFFICE, JUNE, 1944".

除く、すべての植民地に送られている。⁽⁵⁵⁾そこにはこうある。「多くの植民地において、直接税、ことに、累進的な所得税を発展させ、間接税を減少させていくのが、長期的な政策である。…財政システムの永続的な特徴として、所得税率の増加を確保することが多くの植民地にとっての目標となるべきである。…十分な社会サービスの提供は、政府歳入の確実な調達にかかっているのである」⁽⁵⁶⁾、と。これは、先にみた植民地の社会保障体系整備の文脈であられた、「慎重に、当該コミュニティの裕福な一団が、租税やその他の方法で最大限どの程度、最低基準以下の人々を扶養することができるかどうか、考えなければならない」⁽⁵⁷⁾という文言と一致している。明らかにイギリス帝国には、福祉を通じて植民地を統治するという、戦後にふさわしい姿へと変わろうとしていた時期があったのである。

実は、先の植民地開発福祉基金（1940年）を拡充させ、次の10年間を睨んだ計画が出され、それが植民地開発福祉法（1945年）として議会を通過していた。終戦直後に出された、ゴールドコーストの年次報告書には次のようにある。「わが地域の収入が、それも所得税の導入によって大いに増大し、かつ、いまま上昇傾向にあることで、（植民地政府は：筆者注）次の10年間にわたる大規模な発展計画を行うことができる」⁽⁵⁸⁾、と。すなわち、戦時に導入された所得税によって可能となった歳入増を、教育や福祉、天然資源開発といった費目に支出し、自らを豊かにしていく計画を立てていたわけである。ケニアによって導入され、その後その他の植民地にも広がっていった、いわゆる二重予算制も、こうした展開に即したものである。表8が示すように、1947年以降、ケニアの予算制度は、二つの部分に分割され、経常支出と発展・復興に関わる支出が区分されている。「この新機軸は…、植民地予算に柔軟性を与え、承認された開発計画を、財政困難を通じた抑制や延期のリスクなしで実行することを保証する」⁽⁵⁹⁾ものであった。いよいよ本格的に、植民地の発展が望まれるようになっていった証拠の一つと考えられよう。

しかし、事態の急激な変化が、こうした流れを許さなかった。1947年に、膨大な量の金とドルが、イギリス本国を含むスターリング圏から流出したのである（Hinds [2001]）。表9によってそのことを確認すれば、スターリング圏の金・ドルプールから、1946年に2億2600万ポンド流出していたものが、1947年には一挙に増加して10億2400万ポンドの流出へと拡大していることが分かる。一

(55) T 220/105. この電報は大蔵省によって閲覧されたために、大蔵省保有史料として、イギリス公文書館に保蔵されている。

(56) *Ibid.*

(57) CO 859/124/2, "SOCIAL SECURITY IN THE COLONIAL TERRITORIES. PRINTED FOR THE COLONIAL OFFICE, JUNE, 1944".

(58) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON THE GOLD COAST FOR THE YEAR 1946*, p.9.

(59) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1946*, p.13.

表 8 ケニアの二重予算制度

(単位：ポンド)

	1947年(実質)	1948年(見積り)
(経常)		
公債, 年金	720,107	718,055
行政	1,894,835	1,943,583
天然資源開発	764,511	879,333
公益事業	524,165	1,018,448
社会サービス	1,074,048	1,365,111
群区議会, 群議会	363,387	386,766
軍事関係費	651,689	567,633
合計	5,996,742	6,878,929
(開発・再建)		
行政	11,698	9,900
一般業務スタッフ	79,143	80,000
都市計画	3,291	3,400
農業	88,660	162,900
雑支出	35,643	78,800
地方政府への融資		74,000
受託開発	51,375	50,000
郵便・電信	38,992	68,300
道路	171,309	386,700
入植	596,200	410,000
獣医	28,642	91,000
水道供給	72,289	103,587
建設	410,269	828,526
合計	1,587,511	2,347,113

出所) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1948*, pp.24-25.

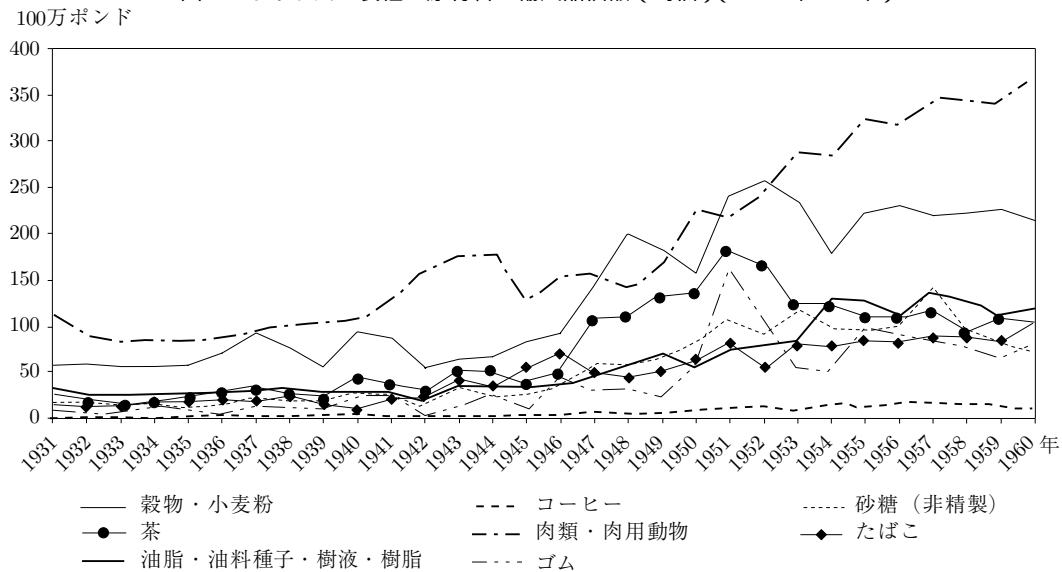
表 9 国際収支

(単位：100万ポンド)

	1946年	1947年	1948年 第一四半期
A. イギリス	-342	-657	-186
1. 対ドル圏	-335	-606	-186
2. IMFへの金・ドル出資	-7	-51	
B. その他のスターリング圏	45	-204	-19
3. 対ドル圏	-34	-281	-28
4. IMFへの金・ドル出資	-3	-7	
5. スターリング圏からの新金購入	82	84	9
C. スターリング圏全体			
6. スターリング圏外諸国への/からの金・ドル	71	-163	-49
D. 金・ドル資源の変動額合計	-226	-1024	-254

出所) CO 852/870/2, "UNITED KINGDOM BALANCE OF PAYMENTS 1946-1948".

図3 イギリスの食糧・原材料の輸入品価額(時価)(1931年-60年)



出所) Mitchell, B. R., *British Historical Statistics*, Cambridge, Cambridge University Press, 1988 = 中村壽男訳『イギリス歴史統計』原書房, 1995年, 476-479頁。

年前と比べておよそ4.5倍の金・ドルがイギリスから流失したのであるから、この出来事の重大さを容易に理解できるであろう。これは、英米金融協定に基づいて、通貨交換性の回復が行われた矢先のことであった。

こうした事態を受けて、イギリスではポンド価値安定化に腐心することになるのであるが、ここで注目されたのが、植民地税財政の動員であった。このとき、「最近のスターリング残高や植民地の貿易収支などの議論において、植民地政府が租税を用いて購買力を一掃すべきである」という意見が前面化した。これは「租税が財政支出とインフレーションのコントロールにおいて役割を果たすことができ、これが植民地のスターリング残高の安定を目指す際に必要である」というものであった。⁽⁶⁰⁾ 図3を見れば、戦時に抑えられていた物価が、戦後になって一挙に高騰していったことが見て取れる。多くの諸国が戦時統制から解放される一方、食料などの生活必需品の不足に悩まされていた。これは当然、植民地においても例外ではなく、ウガンダでは、なんとか食糧の生産高を増大させようと努力するなか、国連からの食糧・農政の準備委員会設立を推奨する文書を受け、戦時⁽⁶¹⁾期の食糧生産の機制を強化しようともしていたのである。このような過程において、「ドル危機とその植民地経済に及ぼす影響が、イギリスのニーズとりわけ、ハード・カレンシーの支出削減、生産的活動の拡大、そして、植民地の基本的なニーズに矛盾しない範囲でのハード・カレンシー圏が

(60) CO 852/870/2.

(61) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON UGANDA FOR THE YEAR 1946*, p.5.

らの輸入抑制 に歩調を合わせて検討」されることになったのである。⁽⁶²⁾

当然予期される反論に対しては、「発展しつつある領土においては、一般的にいて、高水準の租税は悪いもの (an evil) として考えられている。しかし、...それから得られる資金が発展のために使われるならば、一概に悪くはいえない」というように、増税によって植民地開発がさらに進展すれば、長期的にはそれが植民地自身の利益にもなることが植民地省によって強調された。この考えは、マーシャル援助の規模と、それがいつ打ち切られてもおかしくないという危機感を植民地と共有することで、支えられた面がある。いわく、「たとえ、アメリカからの援助がイギリスと西半球の赤字を埋め合わせるのに十分であるにせよ、これは、スターリング圏全体にとっては不十分なものである。...ヨーロッパ再建計画は 1952 年まで続くことになっているが (追加でもう 4 年)、資金はアメリカ議会によって毎年議決されねばならないことも忘れてはならないのである」、と。⁽⁶⁴⁾

ただし、こうした事態に対して、激しい反論が寄せられたことも事実である。しかも、イギリスの行政機構内部からの批判であった。ケニアの植民地総督、フィリップ・ミッチェルは、「必要とされるのは、イギリス政府とその政策の変化である。...アフリカでは租税の水準はすでにとても高くなっている。一方ではほとんどの所得はかなり低いまま。価格は急激に上がるが、これは多くの人々の手に有り余る金があるためではない。...国家が租税によって課す貧困が、税負担者から派生しないインフレを抑えることができるかどうか、私には疑わしいのである」、と正鵠を射た批判を行っている。彼はまた、「イギリスが今経験しているのは、事実上の社会・経済革命であり、産業、公共施設、輸送手段、銀行業の国有化や国家管理、国家が提供する社会サービスと国民保険は、新しい社会秩序を創出しつつある」とイギリスの福祉国家の展開を評価したが、これがイギリス本国単独では行えず、これには植民地とイギリス本国双方がともに繁栄することが必要であると説いている。いわく、「イギリスにとって今日、植民地は特別な存在であり、また、イギリスは植民地の安寧にとって重要である」⁽⁶⁶⁾。彼は、帝国と福祉国家との関係について、十分に自覚的であった。

(62) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1947*, p.4. ビルマについては、Cmd. 7560, *Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the Union of Burma to control Burma's Expenditure in Hard Currency Areas, Rangoon, 12th October, 1948*, London, HMSO がある。

(63) T 220/105, "THE COLONIAL EMPIRE AND THE ECONOMIC CRISIS".

(64) CO 852/870/2, "TEXT OF BROADCAST TALK - England's Financial and Economic Crisis and its bearing on Northern Rhodesia, by the Economic Secretary. Broadcast Sunday September 5th, 11.30-11.45 a.m.". この文書を用意した Economic Secretary の名前は判然としなかったが、北ローデシア政府で経済問題に従事した人間であると考えられる。

(65) CO 852/870/2, "Mitchel to Lloyd, 31st. September, 1948". ここでミッチェルが反論を行ったロイドは、当時の植民地省の官僚であり、1947 年ポンド危機下における植民地政策の形成に深く関与した人物である。

(66) CO 852/870/2, "BRITAIN AND THE COLONIES, 1948".

しかし、このときこうした反論を行ったのは、ミッチェルだけであり、結局は直接税、間接税の増税によって、植民地のインフレ抑制策が行われることになる。⁽⁶⁷⁾ これは、「植民地の輸入政策に甚大な影響を及ぼした」⁽⁶⁸⁾ が、たとえばケニアではドル保存のために、タバコ、葉巻、巻煙草の税率は二倍とされた。⁽⁶⁹⁾ 間接税収入は、1947年の見積もり額が329万4200ポンドになるはずであったが、実績額は502万8740ポンドへと急増している。直接税は1947年の見積もり額が174万5000ポンドだったものが、実績額で165万251ポンドと減少していることから、「累進的な所得税を発展させ、間接税を減少させていくのが長期的な政策」とした戦後の目標は早くも裏切られ、新たな植民地統治の展開は行われることなく、戦時の植民地収奪の機制がそのまま採用されることになったといえる。あるものはこういった。「これはわれわれにとってなじみ深い処方箋である」⁽⁷⁰⁾ 先にみた、ケニア総督のミッチェルの反論では、こう述べていた。⁽⁷¹⁾

普通、植民地官僚は根っからのトーリーであると思われる。私は、小学校や大学時代、そして訪問客として訪ねたときを除けばイギリスに住んだことは一度もない。ヨーロッパも、1912年だけ。私はイギリスの政治家ではなく、右派社会主義者か左派保守主義者のどちらかで呼ばれるのみである。おそらく、前者が私の立場に近い。…あなたは忘れてはならない。植民地人民が、イギリス政府に対する批判が書かれた文書を大量に読んでいたことを。

今から歴史を振り返れば、ミッチェルのような言を無視して、帝国と植民地の対立を激化させることでしか目先の危機を乗り越えられなかったことに、その後のイギリス帝国の歴史が透けて見えていたと言える。しかし、佐藤[2008]が明らかにしたように、1958年に通貨の交換性を回復したときには、この帝国と植民地の対立はさらに先鋭化していたし、共同で支えるべきものを失っていた。

第5節 終わりに

植民地の税財政構造は、戦間期には関税によってポンド価値の安定を図ることが優先されており、政府歳入のほとんどはここから調達されていた。関税によって輸入・輸出のコントロールを行うことが、金・ドルをロンドンに集中する機制と整合的であると考えられたためである。

しかし、第二次大戦の開始は、植民地税財政に新たな展開を促すことになった。戦争遂行に伴って生じた軍事費や社会費の増大によって、費用の全てを関税収入のみで賄うことが不可能になった

(67) T 220/105, “THE COLONIAL EMPIRE AND THE ECONOMIC CRISIS”.

(68) Colonial Office, *ANNUAL REPORT ON The Colony and Protectorate of KENYA FOR THE YEAR 1947*, p.4.

(69) *Ibid.*, p.25, p.28.

(70) CO 852/870/2. 署名は「SC」、宛先は「Mr. Butters」とある。

(71) CO 852/870/2, “Mitchel to Lloyd, 31st. September, 1948”.

ためである。こうした財政的困難を克服するために、多くの植民地で所得税の導入・増徴が行われ、間接税を中心とした租税体系から直接税をより重視した租税体系への移行が目指されることになった。帝国財政を根本から変化させることによって、植民地の軍事動員・資金動員を速やかに実行することを可能とし、第二次大戦を乗り切ることができたのである。

以上のことを念頭におけば、戦中、次のようにチャーチルが述べたことについて、実感をもって受け止めることもできる。⁽⁷²⁾

義務のために勇気を奮い起こし、英帝国とその連邦の未来が今後一千年も続いたときに、人々に「これこそ英国のもっとも誇るべき時であった」といわれるように振舞おうではありませんか。

しかし、戦後急速に進んだ脱植民地化の歴史を振り返れば、チャーチルが示した認識は上昇と下降を同一視するエッシャー的錯視に基づくものであったと言わざるを得ない。事実、国民国家としての自覚を持ちつつあった植民地の利害と、イギリス本国の利害との対立は戦中に萌芽的に見られていたし、1947年に訪れたポンド危機は、こうした動きを促進させることへと帰結したと考えられるからである。47年の出来事は、福祉を通じた植民地統治の模索を実態の上で葬り去り、結局は植民地収奪の機制強化が図られていった。イギリス福祉国家史の研究者であるセインが指摘するように、1947年のポンド危機によって、労働党が公約した400万から500万戸の住宅建設のうち、1951年までにわずか100万戸建設されたにとどまっている(Thane [1996 = 2000 : 302])。このことから、ポンド価値の問題と戦後福祉国家の展開とは、極めて関連が強かったといえるであろう。

これまで、第二次大戦期、戦後期における帝国財政の問題が体系的に扱われることはなかった。これは、これまでの研究が主として国民国家・国民経済の存在を前提として分析を行ってきたためであると考えられる。⁽⁷³⁾しかし、帝国財政史の理解を抜きに、戦時期、戦後期におけるイギリスの租税・財政政策をはじめとする政策史的展開と、脱植民地化過程に組み込まれたアフリカ、アジア、アメリカ大陸に渡る各植民地の歴史とを統合的に把握することはできない。加えて、こうした一國史的観点を超えた歴史の読み直しは、経済のグローバル化やEU統合の進展といった、国民国家の歴史を中心としては捉えきれない問題が出てきていることから要請されている。近年、イギリスの政

(72) チャーチル『第二次大戦回顧録(6)』、47頁。

(73) わが国で唯一、戦中・戦後を通してイギリスの財政政策を論じた論考として代田[1999]がある。この研究においても、「国民国家的な財政金融政策、もしくは国民経済的な財政金融政策がとられていた」(同書、7頁)、「1930年代から1960年代はイギリスもECに参加していなかったこともあり、EC財政による所得再分配問題など財政の国際的連関はいまだ問題にならなかった。」(同書、7-8頁)とされている。また、神野は「ブレトン・ウッズ体制のもとで、資本移動に対する統制権限を国民国家が掌握していたということは、第二次大戦後の国民国家が、土地・労働・資本という生産要素に対する管理権限を握っていたことを意味する」(神野[1998 : 135])と述べている。理念的な戦後体制(=ブレトン・ウッズ体制)の機制と、実態としての作動を峻別することが必要であると考えられる。

策を「帝国からヨーロッパへ」という文脈移行に関連させつつ論じた研究が出てきているのは、そうした問題意識が背景にあるためであろう。⁽⁷⁴⁾

「ポストコロニアルの時代に生きているかもしれないが、ポスト帝国の時代に生きているわけではまだない」(Cannadine (eds.) [2002 = 2005 : 215]) といわれる現在、グローバルな歴史理解において帝国史の果たす役割が期待されている。本稿もこうした見解を念頭におきつつ、帝国の財政史・租税史の立場から歴史実証を行った。「公式帝国」・「非公式帝国」との関係性をいかに考えるのかといった理論的な問題を含めて論ずるべきこともあるが、これらについては今後の課題とさせていただき、ここで筆をおくこととしたい。

(聖学院大学非常勤講師)

参考文献一覧

- * 未公刊史料の史料番号および所蔵文書館についての情報は、すべてページ下部の脚注に記載した。また、議会資料や政府文書といった原資料についても同様である。その他の二次文献の発行年、引用ページなどの情報は、文章中にカッコを付しその中に明記することで、原史資料と区別した。
- * 脚注に付した原史料情報のうち、“ ” 内の記載は、当該史料中で用いられた各種文書、報告書などのタイトルを示している。
- * 史料番号やコマンドナンバー等が示されていない植民地省 (Colonial Office) の年次報告書 (*Annual Report*) および、脚注 29 の資料については、*The Controller's Library Collection of H. M. S. O. Government publications 1922-1977*, The United States Historical Documents Institute (HDI) Microfilm Collection に収録されたものである。
- * チャーチル『第二次大戦回顧録』については、適宜原文を参照し筆者が訳出した。その場合、邦訳タイトルではなく、原書タイトルを示した。
- * 以下、イギリス公文書館所蔵史料の省略記号、および、文書タイトルの情報を記しておく。

CO = Records of the Colonial Office, Commonwealth and Foreign and Commonwealth Office, Empire Marketing Board, and related bodies

CO 323 = Colonies, General: Original Correspondence

CO 323/1064/6 = Development Schemes in the colonies and protectorates, for the relief of the unemployment in the UK

CO 323/1698/18 = Proposed increase in revenue from colonies during wartime: new increased taxation

CO 323/1700/6 = Colonial question: situation envisaged at end of war; proposed committee, 1939

CO 323/1755/13 = Colonial empire and the war: proposal for histories of the war.

CO 323/1800/19 = Utilization of colonial man-power: general

CO 323/1816/3 = Statements of taxation in the colonies

(74) 「帝国からヨーロッパへ」という政治 = 経済的な文脈移行と、イギリスの財政金融政策の関係を分析したものとして、佐藤 [2008] がある。帝国史と国内政策との関連を論じたものではないが、外交史の分野では、小川 [2008] がある。

CO 852 = Colonial Office: Economic General Department and predecessors: Registered Files
 CO 852/588/9 = Economic Surveys of the colonial empire, 1945
 CO 852/870/2 = Economic crisis in the United Kingdom, 1947–1948
 CO 859 = Colonial Office: Social Services Department and successors: Registered Files (12,000, SS and other Series)
 CO 859/7/12 = Forced labour: annual reports 1938–1939
 CO 859/39/2 = Wartime policies in the colonial empire: memorandum by International Labour Office
 CO 859/124/2 = National Insurance Bill: social security in Colonies, 1946
 IR = Records of the Boards of Stamps, Taxes, Excise, Stamps and Taxes, and Inland Revenue
 IR 64 = Statistics and Intelligence Division: Correspondence and Papers
 IR 64/26 = Great Britain and India: the relative weight of direct taxation, 1912–1943
 T = Records created and inherited by HM Treasury
 T 160 = Treasury: Registered Files: Finance Files (F Series)
 T 160/1053 = COUNTRIES, Europe: Proposals to counter the German ‘New Order’ on the Economic reorganization of EUROPE, 1940 Nov. 19–1941 May 26
 T 161 = Treasury: Supply Department: Registered Files (S Series)
 T161/1135 = Setting up of the colonial income tax office in the United Kingdom
 T 220 = Treasury: Imperial and Foreign Division: Registered Files (IF series)
 T 220/105 = Proposed post-war taxation policy in the Colonies, 1946–1949

回顧録

Attlee, C. R., *As It Happened*, London, William Heinman Ltd, 1954. = 和田博雄・山口房雄訳『アトリー自伝(上・下)』新潮社, 1955年。
 Churchill, W. S., *The Second World War (Vol. 1–6)*, London, Cassell, 1948–1954 = 毎日新聞翻訳委員会訳『第二次大戦回顧録(1–25巻)』毎日新聞社, 1949–1955年。

二次文献

秋田茂「帝国的な構造的権力 イギリス帝国と国際秩序」山本有三編『帝国の研究』名古屋大学出版会, 2003年, pp.257–290。
 小川浩『イギリス帝国からヨーロッパ統合へ - 戦後イギリス対外政策の転換と EEC 加盟申請』名古屋大学出版会, 2008年。
 パトリック・オブライエン著, 秋田茂・玉木俊明訳『帝国主義と工業化 1415–1974』ミネルヴァ書房, 2000年。
 金子勝「『安価な政府』と植民地財政 英印財政関係を中心として」『商学論集』福島大学経済学会, Vol. 48, No. 3, 1980年, pp.97–163。
 酒井重喜『混合王制と租税国家 近代イギリス財政史研究』弘文堂, 1997年。
 佐藤滋「『競争と信用統制』の歴史的意義とケインズ政策 帝国からヨーロッパへ」『エコノミア』横浜国立大学経済学会, 第59巻第1号, 2008年, 23–57頁。
 代田純『現代イギリス財政論』勁草書房, 1999年。
 神野直彦『システム改革の政治経済学』岩波書店, 1998年。
 武田隆夫・遠藤湘吉・大内力『再訂近代財政の理論』時潮社, 1963年。
 長島修「第二次大戦下のイギリス労働力動員政策の特質」赤澤史郎ほか編『総力戦・ファシズムと現代史』現代史史料出版, 1997年, pp.113–149。
 長谷川貴彦「ポスト・サッチャリズムの歴史学 歴史認識論争と近代イギリス像の変容」歴史学研究会編

- 『歴史学研究』青木書店，2008年，pp.12-19。
- 藤田哲雄『イギリス帝国期の国家財政運営 平時・戦時における財政政策と統計 1750-1915年』ミネルヴァ書房，2008年。
- 宮崎義一・伊東光晴『コンメンタールケインズ一般理論』日本評論社，1964年。
- 油井大太郎『好戦の共和国 アメリカ 戦争の記憶をたどる』岩波書店，2008年。
- Abbott, G. G., “A Re-Examination of the 1929 Colonial Development Act”, *The Economic History Review*, New Series, Vol. 24, No. 1, 1971, pp.68-81.
- Bonney, R. (ed.), *The Rise of the Fiscal State in Europe c. 1200-1815*, Oxford, Oxford University Press, 1999.
- Braddick, M. J., *The Nerves of State: Taxation and National Finance*, Manchester, Manchester University Press, 1996 = 酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房，2000年。
- Brautigum, D., Fjeldstad, O., and Moore, M. (ed.), *Taxation and State-Building in Developing Countries*, Cambridge, Cambridge University Press, 2008.
- Brewer, J., *The Sinews of the Power: War, Money and the English State, 1688-1783*, New York, Alfred A. Knopf, 1989 = 大久保桂子訳『財政 = 軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会，2003年。
- Cain, P. J., and Hopkins, A. G., *British Imperialism: Crisis and Deconstruction 1914-1990*, London and New York, Longman, 1993 = 木畑洋一・旦祐介訳『ジェントルマン資本主義の帝国 II 危機と解体 1914-1990』名古屋大学出版会，1997年。
- Cannadine, D. (eds.), *What Is History Now ?* Basingstoke, Palgrave Macmillan, 2002 = 平田雅博・岩井淳・菅原秀二・細川道久訳『いま歴史とは何か』ミネルヴァ書房，2005年。
- Cassels, J. M. (eds.), *The Sterling Area: an American Analysis*, London, Economic Co-operation Administration and H. M. S. O., 1951 = 後藤誉之助・小島慶三・佐竹浩訳『スターリング地域—その産業と貿易』時事通信社，1953年。
- Cronin, J. E., *The Politics of State Expansion: War, State and Society in Twentieth-Century Britain*, London, Routledge, 1991.
- Daunton, M., *Just Taxes*, Cambridge, Cambridge University Press, 2002.
- Eichelgrun, G., “Income-Tax in British Colonies”, *The Economic Journal*, Vol. 58, No. 229, 1948, pp.128-132.
- Frost, R. A., “Sir Philip Mitchell, Governor of Kenya”, *African Affairs*, Vol. 78, No. 313, 1979, pp.535-553.
- Gallagher, J., and Robinson, R., “The Imperialism of Free Trade”, *The Economic History Review*, New Series, Vol. 6, No.1, 1953, pp.1-15.
- Garside, W. R., *British Unemployment, 1919-1939: A Study in Public Policy*, Cambridge, Cambridge University Press, 1990.
- Hinds, A., *Britain's Sterling Colonial Policy and Decolonization, 1939-1958*, Westport, Greenwood Press, 2001.
- Kelemen, P., “Planning for Africa: The British Labour Party's Colonial Development Policy, 1920-1964”, *Journal of Agrarian Change*, Vol. 7, No. 1, 2007, pp.76-98.
- Krozewski, G., *Money and the End of Empire: British International Economic Policy and the Colonies, 1947-58*, Basingstoke, Palgrave, 2001.
- Malmsten, N. R., “British Government toward Colonial Development, 1919-39”, *The Journal Modern History*, Vol. 49, No. 2, 1977, pp. D1249-D1287.
- O'Brien, P. K., “The Political Economy of British Taxation, 1660-1815”, *The Economic History Review*, New Series, Vol. 41, No. 1, 1988, pp.1-32.
- Porter, A. N.(ed.), *Atlas of British Overseas Expansion*, London, Routledge, 1991 = 横井勝彦・山

- 本正訳『大英帝国歴史地図』東洋書林，1996年。
- Schenk, C. R., *Britain and the Sterling Area: From Devaluation to Convertibility in the 1950s*, London, Routledge, 1994.
- Thane, P., *Foundations of the Welfare State*, London, Longman, 1996 = 深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史 経済・社会・政治・文化的背景』ミネルヴァ書房，2000年。
- Todd, E., *Le Destin des Immigrés: Assimilation et Ségrégation dans les Démocraties Occidentales*, Paris, Editions du Seuil, 1994 = 石崎晴己・東松秀雄訳『移民の運命—同化か隔離か』藤原書店，1999年。